

京都府産木材で【フラット35】をおトクに ～京都府と住宅金融支援機構が連携し、金利を引下げ～

■京都府と独立行政法人住宅金融支援機構では、京都府産木材を利用した住宅への補助制度（府実施）を活用する場合に当該住宅の取得に係る住宅ローン【フラット35】の金利を引き下げる制度の取扱いを7月1日から開始しますので、周知をお願いします。

【フラット35】地域連携型

地方公共団体の住宅取得に対する財政的支援とあわせて【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

京都府

ひろがる京の木整備事業(住宅タイプ)
京都府産木材の利用に対する財政的支援

連携

住宅金融支援機構

【フラット35】の金利引下げ

1 制度開始日

令和6年7月1日（月）

2 対象者

京都府のひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）の支援対象となっている住宅※を取得する個人

※工務店から京都府に対して「ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）」の事業申込書が提出されている住宅

3 【フラット35】の金利引下げ内容

当初5年間、年0.25%の金利引下げ

4 申込方法

京都府が交付した【フラット35】地域連携型利用対象証明書を融資申込時に金融機関へ提出

（利用対象証明書の交付申請先）

- ・物件の所在地が京都府内の場合：管轄する広域振興局
※京都市、長岡京市、向日市、大山崎町の場合は京都府林務事務所
- ・物件の所在地が京都府外の場合：京都府農林水産部林業振興課



ひろがる京の木整備事業 (住宅タイプ)



補助金の概要

住宅の新築、増改築、修繕、内装工事における府内産木材、北山丸太、京銘竹の利用を支援します。

- ・府内産木材とは、京都府産木材認証制度に基づき、ウッドマイレージCO2京都の木認証書又は京都の木証明書が発行された木材です。
- ・支援の対象となる木材には、製材品のほか、合板、集成材等の製品も含まれます。

交付対象者

- ・緑の工務店(府に緑の事業体の登録が必要(京都府内・府外問わず登録可能))
 - ・特定事業者(建設業許可を有しない事業者が、建設業許可が不要な工事を行う場合)
- [条件:木材の加工流通業者と京都府産木材の購入について連携(ジョイント)を行っていること]

交付対象建築物

- ・京都府内・府外の住宅 [条件:建築等の工事期間中に府内産木材のPRを行っていること]

補助率等

- ・府内産木材、北山丸太製品、京銘竹製品の購入費に補助率を乗じた額の合計

対象木材 (製材品、合板、集成材等を含む)	補助率 (補助金の上限)
「京都の木証明」木材	10%以内 (上限6万円/m ³)
「ウッドマイレージCO2京都の木認証」木材	15%以内 (上限9万円/m ³)
北山丸太製品、京銘竹製品	50%以内 (上限4万円)

①上表の対象木材のうち、横架材(梁、桁、母屋、棟木及び隅木)を使用した場合は対象製品の購入費に『15%』加算

②上表の対象木材のうち、SCグループ※により調達された木材を使用した場合は上表の補助率に『5%』加算

※SC:木材流通業者と製造業者が連携して木材の調達を行う仕組み。府内産木材の活用を促進し、木材の流通経路を短縮し、木材の品質向上を図る。交付対象建築物に適用可能。

③初めて本事業の補助金の交付を受ける事業者について、『5%』加算

お申し込み

- ・建築物の所在地が府内の場合は、管轄する京都府広域振興局(京都市、長岡京市、向日市、大山崎町の場合は京都府京都林務事務所)に事業申込書を提出してください。
 - ・建築物の所在地が府外の場合は、京都府農林水産部林業振興課に事業申込書を提出してください。
- [交付申請は、事業申込書を受け付けた日から2ヶ月を経過した日以降で、京都府産木材に係る工事完了後1年以内。]

令和6年度の受付期間

【事業申込書受付】

令和6年4月1日～12月28日

令和7年2月1日～3月31日

【交付申請書受付】

令和6年4月1日～令和7年2月28日

[予算の都合により、期間内でも受付を終了する場合がありますのでご注意ください]

事業の詳細・様式

事業の詳細、様式のダウンロードは府ホームページまで

ひろがる京の木整備事業 住宅タイプ 検索



京都府丹後広域振興局 (0772-62-4306)
京都府南丹広域振興局 (0771-22-1017)
京都府京都林務事務所 (075-451-5724)

京都府中丹広域振興局 (0773-62-2586)
京都府山城広域振興局 (0774-21-3450)
京都府農林水産部林業振興課 (075-414-5011)

